

裁判官会議（第17回）議事録

令和7年6月4日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、堺、尾島、宮川、石兼、平木、中村、高須各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

1 民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則について

福田民事局長から、資料第1に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。

2 人事について

徳岡人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官、2の裁判官の検事転官等、3の裁判官の転補等、4の裁判官の再任等、5の裁判官の兼官の再任、6の裁判官の昇給及び7の災害補償審査申立て事案に関する判定については、いずれも原案どおり決定した。

午前10時46分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和7.6.4提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官(令7.6.30)

静岡地家判事・静岡簡裁判事

益子元暢(67)

依願免本官並びに兼官(令7.7.1)

大阪高判事・大阪簡裁判事

橋本都月(43)

2 裁判官の検事転官等について

依願免本官並びに兼官(令7.6.30)

最高裁秘書課付(東京地判事補・東京簡裁判事)

(退官後任ストラスブール日本国総領事館)

亀井直子(69)

3 裁判官の転補等について

高松高判事(部総括)・高松簡裁判事

神戸地家尼崎支判事(支部長)・尼崎簡裁判事(司掌者)

藤田昌宏(42)

神戸地家尼崎支判事(支部長)・尼崎簡裁判事(司掌者)

京都地判事(部総括)・京都簡裁判事

倉地康弘(44)

京都地判事(部総括)・京都簡裁判事

大阪高判事・大阪簡裁判事

中山誠一(46)

那覇地家判事補・那覇簡裁判事

東京地家判事補・東京簡裁判事

遠藤優(74)

東京地判事補・東京簡裁判事

水戸地家判事補・水戸簡裁判事

田中悠(71)

千葉家地判事補・千葉簡裁判事

神戸地家姫路支判事補・姫路簡裁判事

西 條 壯 優 (71)

東京地判事補・東京簡裁判事

福岡地家小倉支判事補・小倉簡裁判事

佐 藤 みなと (71)

東京地判事補・東京簡裁判事

那覇地家沖縄支判事補・沖縄簡裁判事

坂 口 奨 太 (71)

東京地判事補・東京簡裁判事

秋田地家判事補・秋田簡裁判事

若 園 怜 (71)

神戸地家判事補・神戸簡裁判事

札幌家地判事補・札幌簡裁判事

唐 津 里 美 (69)

千葉地家木更津支判事補・木更津簡
裁判事

旭川地家判事補・旭川簡裁判事

中 村 憲 二 (73)

4 裁判官の再任等について

大阪地判事（部総括）・大阪簡裁判事

大阪地判事（部総括）・大阪簡裁判事

山 田 裕 文 (51)

(令和7年6月30日限り任期終了者)

5 裁判官の兼官の再任について

仙台高判事・仙台簡裁判事

仙台高判事・仙台簡裁判事

小 田 蒼太郎 (60)

(令和7年6月30日限り任期終了者)

福島家地判事・福島簡裁判事

福島家地判事・福島簡裁判事

園 田 稔 (60)

(令和7年6月30日限り任期終了者)

6 裁判官の昇給について

「令和7年7月1日付け裁判官昇給候補者名簿」のとおり

7 災害補償審査申立て事案に関する判定について

判定(案) (令和6年(災)第1号事案)のとおり

裁判官会議（第18回）議事録

令和7年6月18日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、塚、尾島、宮川、石兼、平木、中村、高須各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 徳岡人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等については、原案どおり決定し、3の簡易裁判所判事候補者の選考については、結果の報告がされ、4の裁判官の再任、5の裁判官の兼官の再任、6の裁判官の新規任命等及び7の大法廷首席書記官及び家庭審議官の任命等については、いずれも原案どおり決定した。
- (2) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、前橋地方裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

東京高等裁判所判事三角比呂の定年退官に伴い、前橋地方裁判所長門田友昌を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を最高裁判所事務総局総務局長小野寺真也とし、その後任者を東京地方裁判所判事清藤健一とする。

午前10時39分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和7.6.18提出)

1 裁判官の退官について

定年退官(令7.7.20)

最高裁判事

宇賀克也

定年退官(令7.7.23)

諫早簡裁判事

川崎 覚

2 裁判官の転補等について

名古屋地家岡崎支判事補・岡崎簡裁判事

東京地判事補・東京簡裁判事

橋之口 峻(71)

広島地家福山支判事補・福山簡裁判事

東京地家判事補・東京簡裁判事

佐藤 有紀(72)

札幌地家判事補・札幌簡裁判事

東京地家立川支判事補・立川簡裁判事

佐々木 麗(72)

東京地判事補・東京簡裁判事

静岡地家判事補・静岡簡裁判事

徳田 みよ(73)

長野地家上田支判事補・上田簡裁判事

大阪地家判事補・大阪簡裁判事

手嶋 悠生(72)

水戸地家土浦支判事補・土浦簡裁判事

神戸地家判事補・神戸簡裁判事

竹内 壮太郎(73)

岐阜地家判事補・岐阜簡裁判事

福岡地家小倉支判事補・小倉簡裁判事

飯塚 大航(73)

福岡地家判事補・福岡簡裁判事

長崎地家佐世保支判事補・佐世保簡
裁判事

大島泰史(69)

静岡地家判事補・静岡簡裁判事

鹿児島地家判事補・鹿児島簡裁判事

一社紀行(71)

諫早簡裁判事

福岡簡裁判事

福田誠二郎

名古屋簡裁判事

浜松簡裁判事

古田学

3 簡易裁判所判事候補者の選考について（報告）

「簡易裁判所判事候補者選考名簿（新任）」及び「簡易裁判所判事候補者選考名簿（再任）」のとおり

4 裁判官の再任について

知財高判事・東京簡裁判事

知財高判事・東京簡裁判事

岩井直幸(49)

(令和7年7月23日限り任期終了者)

「簡易裁判所判事再任名簿」のとおり

5 裁判官の兼官の再任について

最高裁調査官（東京地判事・東京簡
裁判事）

最高裁調査官（東京地判事・東京簡
裁判事）

釜村健太(60)

(令和7年7月15日限り任期終了者)

名古屋地家半田支判事・半田簡裁判
事

名古屋地家半田支判事・半田簡裁判
事

浜口紗織(60)

(令和7年7月15日限り任期終了者)

6 裁判官の新規任命等について

東京簡裁判事・東京地判事補（職権
特例指名）

外務事務官（国際連合日本政府代表
部一等書記官）

雨 宮 竜 太 (67)

東京簡裁判事・東京地判事補（職権
特例指名）

外務事務官（在ジュネーブ国際機関
日本政府代表部一等書記官）

小 橋 陽一郎 (67)

「簡易裁判所判事任命名簿」のとおり

7 大法廷首席書記官及び家庭審議官の任命等について

辞職

大法廷首席書記官

定 久 朋 宏

大法廷首席書記官

裁判所職員総合研修所事務局長

青 柳 年 泰

辞職

家庭審議官

西 川 裕 巳

家庭審議官

大阪家首席家裁調査官

上馬場 靖

事務総局会議（第11回）議事録	
日時	令和7年6月3日（火）午前10時00分～午前10時05分
場所等	ウェブ会議
出席者	氏本事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則について 福田民事局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 福島直之	

(令和7.6.3民二印)

資 料 目 録

- 1 民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理 由

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、民事執行規則及び民事保全規則について所要の整理をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係―民事執行規則(昭和五十四年最高裁判所規則第五号)

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
<p>(電話加入権執行の申立書の記載事項及び添付書類)</p> <p>第四百四十六条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第九条第一項又は第二項に規定する権利(以下「電話加入権」という。)に対する差押命令の申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、東日本電信電話株式会社(日</p>	<p>(電話加入権執行の申立書の記載事項及び添付書類)</p> <p>第四百四十六条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第九条第一項又は第二項に規定する権利(以下「電話加入権」という。)に対する差押命令の申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、東日本電信電話株式会社又は</p>

本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）において電話に関する現業事務を取り扱う事務所で当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱うもの（以下「電話取扱局」という。）、電話番号、電話加入権を有する者の氏名又は名称及び住所並びに電話の設置場所を明らかにしなければならぬ。

2
(略)

西日本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所で当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱うもの（以下「電話取扱局」という。）、電話番号、電話加入権を有する者の氏名又は名称及び住所並びに電話の設置場所を明らかにしなければならない。

2
(同上)

第二条関係―民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）

<p>新</p>	<p>（申立ての趣旨の記載方法）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる仮差押命令の申立書における仮に差し押さえるべき物の記載は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 民事執行規則第四百六条第一項に規定する電話加入権（以下「電話加入権」という。）に対する仮差押命令 東日本電信電話株式会社（日本電</p>
<p>旧</p>	<p>（申立ての趣旨の記載方法）</p> <p>第十九条 （同上）</p> <p>2 次の各号に掲げる仮差押命令の申立書における仮に差し押さえるべき物の記載は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 民事執行規則第四百六条第一項に規定する電話加入権（以下「電話加入権」という。）に対する仮差押命令 東日本電信電話株式会社又は西日</p>

信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。次条第七号において同じ。）又は西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次条第七号において同じ。）において電話に関する現業事務を取り扱う事務所で当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱うもの、電話番号、電話加入権を有する者の氏名又は名称及び電話の設置場所

本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所
で当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱うもの、電話番号、電話加入権を有する者の氏名又は名称及び電話の設置場所